

## 資料 2

平成 29 年度施策に関する事後評価書（案）  
（通常評価対象施策）

# 平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。				
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	64,131	118,585	109,721	87,764
	補正予算(b)	-	1,000	-	
	繰越し等(c)	3,697	2,594	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	67,828	122,179	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	54,700	70,965	(※記入は任意)	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)</li> <li>・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年度5月13日閣議決定)</li> </ul>				

測定指標	温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		14億800万	14億1,000万	13億6,200万	13億2,300万	13億700万	-	10億4,200万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		12億3,500万	12億3,500万	11億8,700万	11億4,700万	11億2,800万	-	9億2,700万	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		1億3,440万	1億3,510万	1億3,250万	1億3,040万	1億3,000万	-	1億2,350万	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		3,860万	3,910万	4,230万	4,530万	4,880万	-	2,890万	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度(32年度)	
		-	6,040万	5,790万	5,880万	5,540万	-	約3,700万(約4,690万)	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
「COOL CHOICE」賛同者数(個人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度		
	-	-	-	-	214万人	515万人	600万人	-	
年度ごとの目標		-	-	-	120万人	240万人			

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】      &lt;温室効果排出量&gt;      ○平成28年度の温室効果ガス排出量は、前年度比1.2%減(1,600万トン減)となった。この原因としては、オゾン層破壊物質である特定フロン(HGFC)から代替フロン(HFC)への転換に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量が減少したこと等が挙げられる。</p> <p>&lt;温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)&gt;      ○2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月13日に閣議決定し、これに基づき、省エネの徹底及び再エネの最大限の導入を推進している。</p> <p>&lt;代替フロン等ガスの排出抑制&gt;      ○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHGFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成28年度は前年比7.7%増)したことが原因である。平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、フロン類対策のフォローアップを進めているところ。また、モントリオール議定書HFC改正の国内担保法として、代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講ずるオゾン層保護法改正案が国会に提出された。</p> <p>&lt;吸収源による温室効果ガスの排出抑制&gt;      ○平成32(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO<sub>2</sub>以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO<sub>2</sub>の確保を目標としている。また、平成42(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO<sub>2</sub>、他吸収源とあわせて計約3,700万t-CO<sub>2</sub>の確保を目標としている。      ○平成28年度の吸収量の数値は、平成32年度目標値を十分上回っているが、今後、高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要。</p> <p>&lt;COOL CHOICEの賛同者数&gt;      ○COOL CHOICEの賛同者数(個人)は、前年度と比べて倍増している。</p>
<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】      ○2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)という目標、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要。      ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を適切に行う必要がある。      ○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。      ○2050年80%削減を実現する社会の絵姿を示した「長期低炭素ビジョン(平成29年3月 中央環境審議会地球環境部会)」を踏まえ、温室効果ガスの長期大幅削減の鍵となるメッセージや民間企業にとっての機会、課題などをまとめた「長期大幅削減に向けた基本的考え方」を平成30年3月にとりまとめたところであり、これらを政府全体の長期低排出発展戦略(長期戦略)の議論の中で活用し、2020年の期限に十分に先立って長期戦略の策定に取り組む必要がある。</p> <p>【吸収源対策】      ○吸収源対策に関する国内体制整備は、我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるために重要である。      ○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p> <p>【フロン類対策】      ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率がここ10年ほど3割程度で横ばいの状況であるとともに、代替フロンの排出量が増加しているため、平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において進めているフロン類対策のフォローアップにおいて、フロン類の廃棄時回収率低迷の要因の分析との向上対策の議論等を進めている。また、モントリオール議定書のHFC改正への対応として、国内担保法等の整備が必要。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【温室効果ガスの排出削減】</b>  <b>&lt;施策&gt;</b>  ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。  ○「長期大幅削減に向けた基本的考え方」を政府全体の長期戦略の議論の中で活用し、2020年の期限に十分に先立って長期戦略の策定に取り組む。  <b>&lt;測定指標&gt;</b>  ○変更の必要なし。</p> <p><b>【吸収源対策】</b>  <b>&lt;施策&gt;</b>  ○平成32(2020)年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。  ○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。  ○さらに、平成27年12月のCOP21にて合意されたパリ協定の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるように、国際交渉における論点の整理・分析を行う。  <b>&lt;測定指標&gt;</b>  ○変更の必要なし。</p> <p><b>【フロン類対策】</b>  <b>&lt;施策&gt;</b>  ○フロン類の廃棄時回収率の向上をはじめとした総合的なフロン排出抑制対策を推進する。  <b>&lt;測定指標&gt;</b>  ○変更の必要なし。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の進捗状況の点検の議論を行った。  ○中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会において長期大幅削減に向けた道筋の議論を行った。  ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法の改善について議論を行った。  ○中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、モントリオール議定書キガリ改正を踏まえた今後のHFC規制のあり方について報告書を取りまとめるとともに、フロン類対策のフォローアップを行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 低炭素室 フロン対策室 研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>木野修宏 馬場康弘 木村正伸</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>
--------------	--	----------------------------	-------------------------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-②)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減等への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2°C目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力で推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	17,286	22,613	18,282	14,722
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	4,172	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	17,286	26,785	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	15,047	18,158	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)</li> <li>・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定)</li> <li>・宇宙基本計画工程表(平成29年12月12日改訂)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告)</li> </ul>					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献	/	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
	年度ごとの目標		交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を8件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、19か国への支援を行った。				-	-
	JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(環境省施策分、累積)(単位:億円)	実績値					目標値	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	
			218	633	963	1587	2,000	-
	年度ごとの目標値							
IPCCへの貢献	/	施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
年度ごとの目標		IPCC各種報告書の執筆者会合に述べ19名の専門家派遣を支援した。土地特別報告書、海洋・雪氷圏特別報告書の執筆者として日本から計7名の専門家が選ばれ、うち環境省から3名を支援することとなった。				-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた途上国等への低炭素技術普及推進】 ○目標年度までに目標値を達成するペースで実績を上げている。</p> <p>【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動枠組条約COP23において、パリ協定の実施指針の議論に貢献し、また、同指針等に対して日本から8件の正式な文書意見を提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第42回総会(2015年10月)におけるビューロー(議長団)選挙において、日本人ビューローメンバー(インベントリタスクフォース共同議長)が選出されたこともあり、第6次評価サイクル(~2022年)の立ち上げに積極的に貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。 ○温室効果ガスの観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による8年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○IPCC第6次評価報告書の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○平成30年度5月末時点で113件のJCM資金支援事業を実施しており、うち25件がJCMプロジェクトとして登録済みである。</p> <p>○平成30年度5月末時点で、環境省施策分で42件のMRV方法論が承認された。また、5か国の11件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。</p> <p>○なお、攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))に定められたJCM署名国の目標(3年間で倍増、8か国→16か国)については、1年前倒しで達成した。</p> <p>○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データを利用した論文や関連した論文が平成29年度には、45件(平成19年度以降合計338件)発行されており、気候変動に関する知見の共有・活用によって施策目標に有効に寄与している。</p> <p>○パリ協定の実施指針の交渉については、途上国と先進国の意見が平行線の部分も見られるが、2018年中に同指針を採択するとの期限に向けて概ね順調に進展した。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b> 変更の必要なし。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会において、JCMの進捗状況についての議論を行った。</p> <p>○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合(平成29年度実績:9回開催)での議論を「いぶき」後継機の開発に反映させている。</p> <p>○ガイドブックについて、国内外の専門家に執筆・レビューをいただいた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案
---------------------------	----------------

担当部局名	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 市場メカニズム室	作成責任者名 (※記入は任意)	小川真佐子 鮎川 智一	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	----------------------------------	--------------------	----------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-③)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	418	391	702	850
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	(※記入は任意)	-
	合計(a+b+c)	418	391	(※記入は任意)	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	380	348	(※記入は任意)	(※記入は任意)	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)</li> <li>・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	△
		-	-	-	38	43	56	67	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	-
		-	-	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	気候変動影響評価・適応計画策定の協力のプロジェクトを行った国の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
-		-	2	5	6	8	10		
年度ごとの目標		-	6	6	6	6	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
	(判断根拠)	<p>【気候変動適応に関する基盤的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動適応情報プラットフォームを引き続き運用し、適応に関する情報発信を行った。</li> <li>○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価を検討するチームを立ち上げ、今後の方向性について議論を行った。</li> <li>○気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループを設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイト内容等について検討を行った。</li> <li>○民間事業者による気候変動適応促進ワークショップを平成29年11月に開催し、気候リスク管理、適応ビジネスの考え方、事例を紹介を行った。</li> </ul> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次気候変動影響評価に向けて、5つの分野別WGを立ち上げ、第1次気候変動影響評価以降の適応に関する科学的知見収集を開始した。</li> <li>○「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018」を5省庁連名で平成30年2月に作成、最新の知見を収集し紹介を行った。</li> <li>○2016年度に実施した「適応計画」の適応策について、試行的なフォローアップを行った。</li> <li>○平成29年10月に関係府省庁連絡会議を開催し、「気候変動の影響への適応計画の試行的フォローアップ報告書」を取りまとめた。</li> </ul> <p>【地域における適応の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産省、国土交通省と連携し、文部科学省の協力も得て、地域における気候変動影響評価等を進める「地域適応コンソーシアム事業」を開始した。</li> <li>○地方公共団体からのニーズに基づいて、気候変動影響に関する26項目の調査を開始した。</li> <li>○全国を6地域に分割して地域協議会を立ち上げ、各地域の地方公共団体、研究機関等の協力連携体制を構築した。</li> </ul> <p>【国際協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8か国において、各国政府の関係者と協議し、優先度の高いセクターにおける気候変動の影響評価を実施した。影響評価の結果は、国・地方レベルの政策への提言とするべくとりまとめている。</li> </ul>

評

<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p> <p>○適応計画に記載された2020年を目途とした第2次気候変動影響評価へつなげていくため、適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。</p> <p>○平成29年度に実施した試行的フォローアップに引き続き、継続的にフォローアップを着実に実施する必要がある。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向けて知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。</p> <p>○二国間協力により、各国の適応計画に資する政策(インドネシア:RAN-API、モンゴル:NAPOC(国家気候変動行動計画)、フィリピン:LCCAP(地方気候変動行動計画))に貢献することを目的とした気候変動影響評価を実施し、太平洋小島嶼国における我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行った。</p> <p>○また、タイにおいては情報プラットフォームの基盤整備のための体制構築、ベトナムにおいては地方部における影響評価を実施するための事前調査を行った。</p> <p>○また、途上国の気候変動にかかる行政官の能力向上を目的とした、気候変動影響評価・適応計画の人材育成ワークショップを実施した。</p> <p>○適応策の更なる推進のため、政府計画の法定化や、情報基盤の整備、地域の適応策の推進のための仕組み等を設ける法的枠組みが必要。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームを強化し、科学的知見や優良事例の集約・整理と発信を進めることにより、国民・事業者・地方の理解と取組の促進を行う。</p> <p>○適応計画のフォローアップを行い、その課程で明らかになった課題等の整理を行う。</p> <p>○地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を引き続き実施する。</p> <p>○地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを改定、地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援する。</p> <p>○アジア太平洋地域において我が国の科学研究能力の強みを生かし、各国の気候変動影響評価並びに適応計画策定への貢献を行う。</p> <p>○国際的な適応の推進を目指し、二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。</p> <p>○平成30年6月に、気候変動適応法(平成30年法律第50号)が成立した。これに基づき適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく施策の進捗が測定できるよう、測定指標を再検討する必要がある。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、「気候変動適応策を推進するための科学的知見と気候リスク情報に関する取組の方針」の中間とりまとめに基づく取組の進捗について確認を行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。</p> <p>○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価のあり方について、学識経験者等からなる「気候変動及びその影響の観測・監視の推進検討チーム」、「気候変動予測及び影響評価の検討チーム」を設置し、気候変動影響の観測・監視、気候変動予測及び影響評価のあり方等について検討を行った。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向け、最新の知見を収集分析するため、5つのWG(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源、自然災害・沿岸域」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動、国民生活・都市生活」)を立ち上げ、最新の知見収集、分析を行った。</p> <p>○地域適応コンソーシアム事業においては、全国運営委員会及び各地域協議会に、各分野の有識者を招聘し、全6地域26項目の調査に関する科学的な助言がなされた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>木村 正伸</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-⑬)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	737	652	634	672
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	△ 108	-
		合計(a+b+c)	737	652	526	-
執行額(百万円)	719	570	(*記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成29年度改訂版)					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		24.8	37.8	37.8	38.2	-	-	46.0	
	年度ごとの目標値	/						/	
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		10.0	16.1	15.8	15.6	-	-	17.0	
	年度ごとの目標	/						/	
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		56.0	16.3	14.8	14.3	-	-	17.0	
	年度ごとの目標	/						/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向にあり、目標値の達成に向けた状況は厳しくなっている。一方、循環利用率は近年横ばいとなってきているが、目標を達成する見込みである。廃棄物最終処分量は目標値を超過達成している。また、我が国循環産業の海外展開に向けて、発展途上国との協力覚書等に基づく協力関係の構築を進めるとともに、アジア太平洋3Rフォーラム等を通じて、着実にアジア各国における3Rの取組を推進している。
	施策の分析	測定指標の中で、目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、その改善のためには、GDPの増大、又は天然資源等投入量の削減を図る必要がある。平成22年度以降、GDPはほぼ横ばいである一方で、東日本大震災等の影響により、天然資源等投入量が横ばいになっている。このように、資源生産性は、経済・社会動向によって大きく左右されるため、その数値の評価が難しいところであるが、今後、外的要因を可能な限り排除したり、又は、補助的な指標を用いることで、適正な評価・分析を行っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画(UNEP)国際資源パネル(IRP)やOECDの報告書を始めとする国際動向等を踏まえつつ、目標・指標の検討を行い、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定を行うこととした。また、上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。 また、3Rイニシアティブやインフラシステム輸出戦略(29年5月)に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、焼却施設やリサイクル設備等の年間輸出量(総額)を拡大させていく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の改善状況について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。</li> <li>・基本計画に記載された施策については、2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再利用))に関する意見交換会や、地域循環圏形成推進のための研修を開催し、専門家の知見を伺った。</li> <li>・上記の取組を含めた循環型社会形成施策全体について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて点検・評価報告書を作成した。</li> </ul>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について(平成29年5月中央環境審議会)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>循環型社会推進室長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	------------------------------	----------------------------	------------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-14)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	647	467	442	449
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	400	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	1,047	467	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	240	430	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	各年度	
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成28年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成28年度は50.7%となっており、一定の成果を上げている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、平成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。国土交通省による実績調査が、今回は平成30年度に予定されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成26年度に5万トン、平成27年度に6万7千トン、平成28年度に6万8千トンと着実に増加している。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なりサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っている。「容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量について、ここ数年向上が見られないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下に行くほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進施策が必要である。</p> <p>○家電リサイクル法の回収率については、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要である。</p> <p>○小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業および優良事例の横展開を通じて、市町村による効果的なピックアップ回収、ステーション回収の促進を図り、回収量の向上を目指す。</p> <p>○自動車リサイクルの推進・質の向上にむけては、再生資源利用拡大や環境配慮設計の推進が必要である。</p> <p>○建設リサイクルについては、解体業者による分別解体、リサイクル事業者による建設廃棄物の再資源化などを推進していく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策・測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月31日)において、「既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべき」とされており、これを踏まえ、今後マテリアルフローの整理を予定している。マテリアルフローの整理に伴い、適宜目標値等について更新を行う予定である。</p> <p>○家電リサイクル法については、法定の再商品化率と製造業者等が実際に達成している再商品化率との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、法定水準を引き上げた(平成27年4月1日施行)。また、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定し、平成28年3月に、家電リサイクル制度の関係主体における連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するためのアクションプランを策定している。</p> <p>○食品リサイクル法については、平成27年7月に策定した新たな基本方針において、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成27年度から平成31年度までの新たな目標(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)を盛り込んだところ。食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつ、それぞれ積極的に役割を果たすことが重要であるとしている。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率の向上のため、引き続き、特定建設資材に係る分別解体等の現状の変化に応じて、適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところであり、安定的な制度の推進を図るため市町村等の参加を促進していく必要がある。小型家電の回収量の目標設定については基本方針において、目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえることとしており、平成30年秋に予定している審議会等の議論を踏まえ、必要な調査・見直しを行う予定である。</p> <p>○資源有効利用促進法については、パソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、平成27年9月に、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会において施行状況の評価・点検がなされた。この中で、現在の自動車破砕残渣の再資源化率に加えて、新たに、解体・破砕段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの進捗に関する目標・指標について検討を行うべきとの指摘を受けた。これを踏まえて、必要な調査・検討を実施する予定である。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、目標値の達成に向けて、引き続き、適切なリサイクルの推進に係る検討を進める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)  ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)  ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)  ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)  ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)  ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)  ○第三次循環型社会形成推進基本計画  ○一般廃棄物の排出及び処理状況等について(環境省)</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

指標

別紙

測定指標		指標									
		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トﾝ] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トﾝ] 7. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 8. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)									
年度ごとの目標値		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	年度ごとの計画値	810	807	781	779	771	770	770	30年度	770 (計画値)
		実績値	798	782	788	766					
	イ	年度ごとの計画値	133	132	136	136	112	114	114		114 (計画値)
		実績値	90	82	80	77					
ウ	年度ごとの計画値	306	305	305	306	292	291	291	291 (計画値)		
	実績値	302	292	293	298						
エ	年度ごとの計画値	846	759	763	770	745	751	751	751 (計画値)		
	実績値	734	731	746	739						
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	56	-	30年度	56	
		実績値	49	53.1	52.2	50.7					
指標3	ア	年度ごとの目標値	85	85	95	95	95	95	95	平成27年度～平成31年度	95
		実績値	95	95	95	95					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70		70
		実績値	58	57	60	65					
ウ	年度ごとの目標値	45	45	55	55	55	55	55	55		
	実績値	45	46	47	49						
エ	年度ごとの目標値	40	40	50	50	50	50	50	50		
	実績値	25	24	23	23						
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	95	95	30年度	95	
		実績値	調査中	調査中	調査中	調査中					
指標5	ア	年度ごとの目標値	50	50	70	70	70	70	70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)
		実績値	96.0～97.7	-	96.5～98.8	97.3～98.7					
イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85	85		
	実績値	93.7～94.6	-	93～94	93～94						
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	14	14	30年度	14	
		実績値	2.40	5.05	6.69	6.79					
指標7	-	年度ごとの目標値	13	15	16	-	-	-	32年度	30	
		実績値	11.2	12.9	10.6	15.9					
指標8	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	32年度	70	
		実績値	44.6	47.6	46.5	46.8					

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省29-15)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)								
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。								
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。								
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	48,766	39,086	37,052	36,966			
		補正予算(b)	44,771	90,272	54,894	-			
		繰越し等(c)	▲ 15,095	▲ 13,144	23,551				
		合計(a+b+c)	78,442	116,214	115,497				
執行額(百万円)	76,148	110,326	110,783						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画								
測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		55	45	44	44	43	調査中	41	
	年度ごとの目標値	/							
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		433	350	346	343	338	調査中	325	
	年度ごとの目標	/							
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		21	21	21	20	20	調査中	27	
	年度ごとの目標	/							
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		4.7	4.5	4.3	4.2	4.0	調査中	4.0	
年度ごとの目標	/								
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○	
	36	35	34	33	31	調査中	31		
年度ごとの目標	/								
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○	
	33	30	27	24	24	調査中	33		
年度ごとの目標値	/								
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり								
	(判断根拠)	現時点において、一般廃棄物の排出量は、目標値を達成する見込みである。一般廃棄物の最終処分量及び一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標量を達成した。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。							

評価結果	施策の分析	<p>○環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。</p> <p>○リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少のほとんどは紙類の減少によるものである。また、総資源化量の約5割を占める中間処理後再生利用量(市町村等が処理をして資源化された量)は横ばい、約3割弱を占める集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))と約2割強を占める直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。</p> <p>今後、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討、実施する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。</p> <p>○財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)の更なる普及等により、市町村の3Rの取組支援を行う。</p> <p>○上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。</p> <p>○さらに、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。</p> <p>○上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成28年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理 推進課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-16)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7,199	7,048	7,770	10,060
		補正予算(b)	2,177	2,198	2,710	-
		繰越し等(c)	▲2186	391	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	7,190	9,636	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	7,034	9,345	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第三次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		419	381	379	385	393	391	390	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		52	52	55	53	53	53	56	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		20	12	13	12	10	10	13	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理 (台)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度	-
		-	194,304	228,124	256,191	283,358	312,854	332,000	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度	-	
	-	1,920	3,292	4,621	6,451	8,261	13,700		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
電子 manifests の普及率 (%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	×	
	-	35	39	42	47	53	70		
年度ごとの目標	/	-	-	-	50	-	/		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の最終処分量は、前倒しで目標を達成した。排出量、リサイクルはわずかに目標に届いていないものの、達成する見込みである。</li> <li>PCB廃棄物に関しては、平成37年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。</li> <li>電子 manifests の普及率の平成28年度末までの目標は平成28年度中にはわずかに達成できなかったものの、平成29年9月に目標を達成した。</li> </ul>

評価結果	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類や鉱さい、ばいじん等の主要なリサイクル用途は建設資材等に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性がある。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要がある。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要がある。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更したことに伴い、平成28年度以降の測定指標を見直した。</li> <li>・更なる産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等
---------------------------	-----------------

担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------	--------------------	---------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-⑩)

施策名	目標4-5廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進</li> <li>・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進</li> <li>・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進</li> </ul>					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現</li> <li>・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現</li> <li>・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	663	632	574	651
		補正予算(b)	2,487	1,246	901	-
		繰越し等(c)	▲231.7	1,333	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,919	3,211	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2,733	3,161	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次循環型社会形成推進基本計画</li> <li>・未来投資戦略2017</li> </ul>					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		26年度	25年度	26年度	27年度	28年度			29年度
支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	26年度	90	110	90	100	95	-	50	×
	年度ごとの目標値		115	102	91	81	72		
特定支障除去等事業の件数(件)	基準値	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	×
		-	13	13	13	12	12	0	
年度ごとの目標			13	13	13	13	10		
産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	基準値	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		143	159	165	143	131	-	100	
年度ごとの目標値			-	142	131	122	115		
バーゼル条約締約国会議で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準値	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
		-	-	0	3	0	1	4	
年度ごとの目標値				0	1	0	2		
バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準値	26年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		9	5	9	20	6	2	0	
年度ごとの目標値			-	-	-	8	4		
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準値	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		-	0	0	0	0	0	0	
年度ごとの目標値			0	0	0	0	0		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展有り。
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数は目標値には届かなかったものの、年々減少している。</li> <li>・バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数は、26年度、27年度と増加傾向にあったものの、28年度、29年度は年々減少し、目標を達成した。</li> </ul>

評価結果	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発生件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。</li> <li>・また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされたところ。</li> <li>・廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、年々、輸入国からの通報が年々減少していることから、引き続き、税関が実施する輸出貨物検査の立会いや未然防止の対策を図っていくこととする。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)について</li> <li>・支障除去等に対する支援に関する検討報告書</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------	--------------------	---------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-18)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	117	128	129	88
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	117	128	129	
執行額(百万円)	114	128	113			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	浄化槽適正普及管理率(%) = 合併浄化槽基数 × 11条検査率(合併) / 浄化槽全数	基準値	実績値					目標値	達成
		○年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	×
	年度ごとの目標値		24	26	27	28	調査中	40	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない  (判断根拠) 平成28年度の目標39%に対して、平成28年度の実績値は28%である。また、ここ数年の実績値は微増のため、現状のままでは平成30年度の目標値40%を達成することは困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の普及率だけでなく、適切な管理をなされている浄化槽の状況を把握するために本測定指標を定めているところである。しかし、この測定指標の基となる全浄化槽中に占める合併処理浄化槽の普及率は46%(H28)→47%(H29)、合併処理浄化槽の11条検査受検率は58%(H28)→59%(H29)とともに年間1~2%ずつの微増となっており、大幅に改善しているとは言えない。今後、浄化槽の適正管理や汚水処理普及率の増加を促し、水環境を保全するためにも、合併処理浄化槽への転換施策の一層の充実と、11条検査受検率向上についての啓発を強化する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。</p> <p>【測定指標】 従来の浄化槽適正普及管理率の達成は困難である。今般、新たな施策を講じることとしたことから、以下の指標を設定した。 ・浄化槽整備区域内の人口普及率 ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置基数割合</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者や業界関係者に委員として参加いただき、次期廃棄物施設整備計画などについて検討を行っている「浄化槽の整備に関するワーキンググループ」での議論を施策分析、方向性などに反映。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24~28年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-19)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	災害廃棄物のできるだけ早期の処理・処分を完了する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	23,133	35,749	32,137	28,337
		補正予算(b)	0	891	0	-
		繰越し等(c)	15,061	1,418	2,183	
		合計(a+b+c)	38,194	38,058	34,320	
	執行額(百万円)	24,586	34,327	14,498		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準値	実績値				目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	%	97	99	99	99	99	100	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り平成26年3月末までに完了。 ○福島県についても平成27年3月末までに、一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。  【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理推進課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------------	--------------------	-------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-⑳)

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。					
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,150	3,704	3,641	3,315
		補正予算(b)	9,532	39,381	7,322	-
		繰越し等(c)	13,952	2,855	30,172	
		合計(a+b+c)	24,634	45,940	41,135	
執行額(百万円)	23,519	43,379	39,726			
平成29年度実施施策に係る政策評価書	第三次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画					

測定指標	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	2025年度	○
		8%	8%	9%	9%	21%	24%	60%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	10	20		
	ごみ焼却施設における老朽化対策率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		77%	77%	79%	88%	91%	93%	85%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		0%	-	-	-	50%	99%	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	30%	99%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成  (判断根拠) 全測定指標において、年度ごとの目標を達成した。
	施策の分析	・平成28年度に引き続き、全ての測定指標について目標を達成した。 ・目標年度における目標達成に向けて引き続き進捗管理を行い、取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けて、引き続き市町村における災害廃棄物処理計画策定に関する取組を更に強化することが必要である。  【測定指標】 ・平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、市町村における災害廃棄物処理計画策定率に関する測定指標を見直した。 ・更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	災害廃棄物対策推進検討会 等
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果 等
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	災害廃棄物対策室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-①)

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	30,904	69,037
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-16,886	-
		合計(a+b+c)	-	-	14,018	-
執行額(百万円)	-	-	13,701	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・福島復興再生基本方針</li> <li>・総理施政方針演説「福島では、帰還困難区域において復興再生拠点の整備が動き出しました。2022年度を旨とし、除染やインフラ整備を進めます。」(2018年1月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	特定復興再生拠点区域における除染	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、除染工事に着手している。</p>	<p>目標</p> <p>各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り</p>	<p>達成</p> <p>-</p>
	特定復興再生拠点区域における廃棄物の処理	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、家屋等の解体工事に着手している。</p>	<p>目標</p> <p>各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り</p> <p>各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき廃棄物の処理を進める</p>	<p>達成</p> <p>-</p>

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、家屋等の解体・除染工事に着手(双葉町、大熊町については平成29年度中に着工。)するなど、着実に取組を進めているため。
	施策の分析	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、その後も順次計画が策定されており、引き続き、各自治体の計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等を一体的に進めることが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、福島復興再生特別措置法に基づき、各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、自治体や関係省庁と連携しながら、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等を一体的に進めていく必要がある。そのため、次期についても現状の目標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担当 参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参 事官 特定廃棄物対策担当 参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	---------------------------------------	--------------------	-------------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-29)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,136	5,061	5,065	5,631
		補正予算(b)	1,298	1,302	866	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	6,434	6,363	5,931	-
執行額(百万円)	6,074	6,075	5,839	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	53	88	77	94	89	80	
	年度ごとの目標値	-	80	80	80	80	80	-	
	②環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	14	18	22	15	12	14	
	年度ごとの目標値	-	14	14	14	14	12	-	
	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		-	107	114	132	155	175	200	
	年度ごとの目標値	-	60	80	100	120	140	-	
④子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	44年度	○	
	-	参加者登録の終了及び追跡調査の実施	追跡調査の実施及び詳細調査、化学分析の開始	追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者追跡率(97%)	参加者追跡率(96%)	全国10万人のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。		
年度ごとの目標	-	-	-	-	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	①化学物質環境実態調査では、平成29年度に89物質・媒体について調査を実施したことをはじめ、直近5年間の実績値として目標値を上回っているため。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、12物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表し、目標を達成した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2016 —」(EXTEND2016)で設定した目標を達成した。 ④フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。
	施策の分析		①化学物質環境実態調査の結果については、調査要望を受けていた省内の化学物質規制等の施策を行っている部署にフィードバックし、それぞれの施策に活用されている。 ②環境リスク初期評価については、平成29年度までに358物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。 ③EXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質のリスク評価・リスク管理の手法の検討に向けて、有用な知見を得た。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査では、調査における参加者の追跡率を高値で維持し、データ解析を行うための化学物質の分析も順調に進めているところ。着実に調査の解析に必要なデータの蓄積や分析が進むことで、調査の効果的な実施に繋がり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	①今後も引き続き省内関連部署から調査の要望があった化学物質について、着実に一般環境の残留状況を調査する。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、関係課室の要望を踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ③今後も引き続きEXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質の適切なリスク評価・リスク管理に向けて、その手法の検討に資する有用な知見を得る。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き着実な調査の実施と計画的な化学物質の分析を進める。また、調査の進捗に応じて収集・分析したデータから得られた成果を社会に還元する。
		【測定指標】	①化学物質対策に係る各種施策を行う上で、必要となる基礎データの提供状況について測定可能な指標として、今後も引き続き「化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数」を指標とする。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ③引き続き、EXTEND2016に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用について文献調査等を踏まえて選定した評価対象物質の選定数を指標とする。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率と化学物質の分析の実施状況を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	①化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①平成29年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第23回)資料2-3) ②化学物質の環境リスク評価(第16巻) ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016」に基づく取組について(中央環境審議会環境保健部会(第39回)資料6) ④参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、エコチル調査の進捗状況(平成29年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料3)
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価 室長 笠松 淳也	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	----------------------------	--------------------	--	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-30)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	728	709	765	826
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	728	709	765	
執行額(百万円)	693	693	717			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		-	61	131	73	25	134	517	
	年度ごとの目標値		40	40	40	40	40		
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準値	実績値					目標値	○
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	
		試験法の調査・検討	調査・検討	調査・検討	試験法案の作成	試験法の比較検討	試験法の比較検討	標準化のためのデータ提供	
	年度ごとの目標値		-	-	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の検討	課題への対応の検討、試験法案の改善		
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	377,048	383,713	375,384	375,924	集計中	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	×
		-	28	27	24	23	17	-	
年度ごとの目標		-	28	27	24	27			
⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の対象となる化学物質数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○	
	-	68	68	69	69	51	-		
年度ごとの目標		68	68	69	69	調査計画の見直しのための検討を実施			

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>①平成29年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度ごとの目標値の50物質を上回っていない。平成29年度までの累積実績値は483物質であり、累積目標値の300物質を上回っており、累積目標を達成している。</p> <p>②平成29年度には、水中での毒性試験が困難であり有害性の評価が難しい難水溶性の物質に関して、Passive dosing手法を用いた実験的検討を行い、従来の手法との結果の比較検討を行った。Passive dosing手法の有効性に関する一定の結果が得られ目標を達成している。</p> <p>③PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成29年度においては平成28年度とほぼ同水準の派遣状況となった。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、平成29年度に調査計画の見直しのための検討を行うとともに保管試料を用いて51物質の分析を行っており、目標を達成している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。</p> <p>②難水溶性の物質や揮発性の高い物質など、毒性試験を行うのが困難な物質に対する試験手法の検討及び従来法との結果の比較を毎年実施しており、正確な有害性評価に貢献している。</p> <p>③PRTR制度に基づき、対象物質の環境への総排出量・移動量を集計・公表することで、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進及び化学物質分野の取組推進に向けた基礎データとして活用されること等による環境の保全上の支障の未然防止に貢献している。また、身の回りの化学物質の排出量・移動量の把握により、国民等がリスクコミュニケーションの重要性を認識することができる。一方で、より一層の排出量・移動量の抑制に向けた対策が必要である。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、PRTR制度により化学物質の排出量・移動量を国民等が把握できるようになっていることを踏まえて、地域のリスクコミュニケーションの促進の支援に貢献している。一方で、化学物質アドバイザーの派遣数については大きな増加は見られないので、より一層の周知が必要である。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露モニタリング調査においては、人体へのばく露量データの収集・解析・公表を通じ、化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。</p> <p>②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。</p> <p>③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、平成30年度のPRTR制度の見直しを踏まえ、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。</p> <p>④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。</p> <p>⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。</p> <p>②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。</p> <p>③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化管法第一種指定化学物質の届出排出量を測定指標とする。</p> <p>④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。</p> <p>⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、平成29年度に見直した調査計画を基に、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会（食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委委員会）において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。          ②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。          ③有識者の知見を踏まえて洗い出した論点について、今後、環境省、経済産業省の合同検討会を設置して議論していく予定である。          ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>②化学物質排出把握管理促進法の見直しに関する検討会報告書</p>
----------------------------------	-------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価室 長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>
--------------	---------------------------------------	----------------------------	--	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-31)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	451	527	604	740
		補正予算(b)	-1	-1	-1	0
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	450	526	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	425	466	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数(候補物質も含む。)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	10	15	16	16	14	16	
		年度ごとの目標値	12	12	12	12	16		
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		0	-	-	0	2	4	10	
		年度ごとの目標			0	2	4		
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	-
177		154	160	180	177	150	177		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施したPOPs条約対象物質及び候補物質数の実績値(直近5年間の合計値)が、選定要件より設定した目標値を上回っているため。 ②水銀対策について、新たに水銀含有廃棄物処理に関するJICAの民間連携事業1件の採択に貢献したほか、UNEP-IETCの世界水銀廃棄物アセスメントの実施を支援した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施した。
	施策の分析	①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行うとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援した。

結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>① POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。</p> <p>② 我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。</p> <p>③ 国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。</p>
		【測定指標】	<p>① 今後も引き続き、「化学物質環境実態調査のあり方について」の調査対象物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数を指標とする。</p> <p>② 相手国の内部手続き、我が国との会計年度の違い等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。</p> <p>③ 今後も引き続き、最新の情報に基づきGHS分類(再分類を含む)を実施した物質数を指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>① POPs条約対応のため、「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を実施し、その検討結果を取組に反映させている。</p> <p>① SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。</p> <p>② 水銀に関する水俣条約については、「水銀モニタリングに関する国内検討会」を通して、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。</p> <p>③ GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、取組に反映させている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>① 「化学物質環境実態調査のあり方について」(化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会) 平成29年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第23回)資料2-3)</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 水銀対策推進室長 西前 晶子	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------------	--------------------	-----------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-32)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	551	531	481	467
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	551	531	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	321	400	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	=					

測定指標	1 A事案区域等における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	
		-	4	3	5	6	10	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	
-		150	149	149	147	147	-	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシニン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシニン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域等の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシニン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。  【測定指標】 ・引き続きA事案区域等における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	・「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシニン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシニン酸(DPAA)等のリスク評価第4次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	---

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期
-------	----------	--------------------	----------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算(a)	9,639	9,442	9,233	8,921
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	9,639	9,442	9,233	
執行額(百万円)	9,595	9,406	9,193		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	○
								-	
	2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	89.3%	88.9%	88.0%	91.2%	90.9%	80%	
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%		
	3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	87.4%	86.8%	82.9%	81.2%	82.7%	80%	
	年度ごとの目標		80%	80%	80%	80%	80%		
	4 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	87,072人 83.94%	85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	83,279人 85.20%	集計中	60,000人 及び75%	
	年度ごとの目標		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%		
5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○	
	-	84,735人 87.07%	85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	82,236人 86.78%	集計中	60,000人 及び75%		
年度ごとの目標値		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%			

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。  ②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。  ③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。  ④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成2524年度から平成29年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。  ⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>
	<p>施策の分析</p> <p>①公健法旧第一種指定地域を管轄する自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。  ②公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民から聴取したニーズ及び事業参加者に対して実施している事業実施効果の測定・把握に係るアンケート調査の結果を踏まえた事業の効率化と重点化のための事業メニューの見直しを続けており、ぜん息患者等のニーズを踏まえた事業を継続して実施している。  ③公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施し、被認定者に対する割合として80%を超える参加を得ている。  ④・⑤環境保健サーベイランス調査については、毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果を公表している。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <p>公健法の被認定者への公正な補償給付等及び同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>上記のとおり、いずれの測定指標についても目標を達成しているものの、依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-----------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-34)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,291	15,516	16,340	13,107
		補正予算(b)	△ 414	△ 21	△ 735	-
		繰越し等(c)	144	△ 46	182	
		合計(a+b+c)	15,021	15,449	15,787	
執行額(百万円)	14,066	14,612	14,936			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	実績値					目標値	達成
		水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					○年度	○
	年度ごとの目標値						-	○
	②水俣市の観光入込客数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
436,978		587,136	520,253	542,711	519,678	510,360	481,000	
年度ごとの目標	469,000	472,000	475,000	475,000	475,000	481,000		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたら限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、現在、観光入込客数は目標値を上回っている。
	施策の分析	①水俣病患者手帳等保有者に対する療養費の支給については滞りなく行うことができ、今後についても着実な事業実施を継続していく必要がある。 ②水俣市への観光入込客数については、継続した誘客施策の実施等により安定して目標を達成することができている。今後、「水俣IC」(仮称)の設置等によるさらなる来客も見込まれ、引き続き誘客施策を強化することによる効果が期待される。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①水俣病患者に対する療養費の支給 【測定指標】 水俣病患者手帳等保有者に対する療養費の着実な支給が事業に求められる成果であるため、引き続き同様の測定指標とする。  【施策】 ②水俣市の観光入込客数の増加 【測定指標】 平成30年度で第5次水俣市総合計画が終了するため、現在の状況を踏まえて今年度新たに水俣市が策定する第6次水俣市総合計画によって定める目標値を用い、施策の測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 佐々木 孝治	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な被害を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	700	696	706	713
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	700	696	706	—
執行額(百万円)	603	589	605	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		173日	115日	116日	106日	98日	96日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	120日	120日	120日	120日	—	
	2. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
		—	—	—	1,928人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	1,936人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	2,165人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化等を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	
		—	—	—	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	—	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—		
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	—	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
—		平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					33年度	○	
—		—					報告書に沿った必要な調査や措置の実施		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成29年度末までに12,886件(平成28年度末:11,935件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</li> <li>・石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、試行調査を実施。この中で、保健指導やCT検査等を実施することを通じて、既存の検診事業との連携、人員・施設等の確保、調査参加者、調査対象地域、検査内容・検査、結果の通知方法、保健指導等に関する課題を抽出した。また、保健指導を円滑に実施するため、保健指導マニュアルを作成した。</li> <li>・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被包化胸水を、石綿健康被害救済制度の対象となる石綿による著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚として取り扱うことができるよう「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を改正し、HP等により周知を図った。</li> <li>○石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等の実態を把握するための調査を実施し、925名の被認定者の協力により、入院や介護の状況の実態を把握するための情報を収集した。</li> <li>○石綿肺がんの特化したリーフレットを作成し、医療従事者向けに周知を図った。</li> </ul> </li> </ul>				
	<p>施策の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿健康被害の認定業務については、平成28年・平成29年度は平均処理日数100日以内となっている。</li> <li>②平成27年度から石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施し、29年度まで延べ6,029人に対し、保健指導やCT検査等を行い、健康管理の実務的な課題を抽出しているところ。</li> <li>③石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ実施した、石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等に関する実態調査については、入院や介護の状況の実態を把握するための情報を収集することができた。さらに検討が必要な事項について分析を実施していく。</li> </ul>				
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿法に基づく認定業務については、引き続き着実に実施する。</li> <li>②石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を引き続き着実に実施し、平成32年度以降の健康管理の在り方を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策について検討を実施していく。</li> <li>③石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、被認定者の介護等に関する実態調査に係る分析を実施するとともに、引き続き石綿救済制度の運用に必要な調査や制度周知等の措置を実施・検討していく。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害の認定業務の測定指標として、申請から認定不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。</li> <li>・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査では、平成32年度以降の健康管理の在り方を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行うことを測定指標とする。</li> <li>・石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗として、報告書に示された今後の方向性に沿った調査等の措置を速やかに講じていくことを測定指標とする。</li> </ul>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいているところ。</li> <li>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめたところ。</li> </ul>					
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月))</li> <li>・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月))</li> </ul>					
<p>担当部局名</p>	<p>石綿健康被害対策室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>石綿健康被害対策室長 岩崎 容子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	83	102	85	81
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	83	102	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	75	95	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	1	2	1	1	2	-	
		年度ごとの目標値	1	1	1	1	1		
	②自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	1,366	2,539	3,132	3,064	3,313	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-		
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	△
		-	89.8%	99.2%	100%	98.6%	95.5%	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂している。 ②、③:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、9割以上の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を公表し、報道機関や国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進めた。 ②、③:熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の作成、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントの開催等を通して、熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行うとともに、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインを作成し、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて適切な熱中症対策の推進に資する取組を行った。

	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>①: 今後も引き続き、: 黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を更新し、国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進める。</p> <p>②、③: 今後も引き続き、熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の更新を行うとともに、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントや気象関連事業者との連携を通して、効果的かつ効率的に熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行う。また、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインの更新や、外国人旅行者に向けた普及啓発を行い、適切な熱中症対策の推進に資する取組を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>①: 黄砂や花粉症に係る情報を掲載した環境省のホームページの閲覧数。</p> <p>②、③: 引き続き、熱中症普及啓発資料の作成数と、自治体向けアンケートにおける「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」とを指標として設定する。</p>
--	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①平成29年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成29年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書</p> <p>②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	138,710	214,021	185,123	145,542
		補正予算(b)	—	-26,611	-18,139	—
		繰越し等(c)	11,186	15,740	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	149,896	203,150	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	88,464	146,970	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	×
		1	-	-	1	1	3	7	
	年度ごとの目標値		-	-	1	3	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	△	
0	16か所	30か所	36か所	37か所	39か所	40			
年度ごとの目標		-	36か所	36か所	38か所	40か所			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもの。その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は昨年度に設定した目標値よりも少なくなっているところ。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、ご地元との調整を続けているところ。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成29年度末時点で約191万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、平成29年度末時点で、2施設が処理を完了、7施設が稼働中、1施設が建設工事中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県の県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物の減容化事業について、平成29年6月に施設の稼働を開始した。 ②福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については建設工事に向けた準備を行っている。 ③福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。平成29年7月に栃木県について指定廃棄物を保管する農家の負担軽減策を提案し、県・保管市町と調整を行っている。また、平成29年7月に宮城県について指定廃棄物を除く8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物を圏域ごとに処理する方針を決定し、平成30年3月に仙南圏域で試験焼却が開始された。 福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始さ
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度から測定指標を対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。

学識経験を有する者の知見の活用 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	特定廃棄物担当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------------------	--------------------	------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-46)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	491,416	657,009	473,025	401,113
	補正予算(b)	78,301	297,826	-42,450	-
	繰越し等(c)	91,433	-55,886	97,462	-
合計(a+b+c)	661,149	898,949	528,037	-	
執行額(百万円)	548,242	852,812	445,447	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋)</li> </ul>				

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>除染特別地域においては、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>なお、避難指示解除の要件(①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示の解除が順次進められ、平成29年4月1日までに、帰還困難区域を除き、ほぼすべての避難指示が解除された。</p>	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり
		<p>政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいるところ。</p> <p>その中で除染については、除染特別地域においては、上述の通り、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了し、汚染状況重点調査地域では、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。</p> <p>なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す</p>	-

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、平成30年3月末時点で全体面積の約52.8%に当たる約874ヘクタールが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設などの本格施設の整備に着手し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。</p> <p>輸送については、平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところ。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入</p>	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んできたところ。</p> <p>具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域についても、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。</p> <p>なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。</p> <p>○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成30年3月末時点で、約874haの用地を取得し、「当面5年間の見通し」で定めている目標を超えたところ。</p>	(判断根拠)
	施策の分析	<p>○面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理を行うとともに、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、取組を着実に進めていくことが重要。</p> <p>○引き続き、「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理に取り組むとともに、仮置場等の原状回復に向けた取組等を着実に進めることが新たな課題となっているところ。については、平成30年度については、当該課題の現状と進捗を適切に確認できるよう、測定指標の見直しを行うこととする。</p> <p>一方、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入については、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当 参事官 環境再生施設整備担 当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--	--------------------	--------------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-④)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,256	2,151	2,194	2,170
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,256	2,151	2,194	-
	執行額(百万円)	1,425	1,233	1,357	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針</li> <li>東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針</li> </ul>					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		15	22	20	23	25	20		
		年度ごとの目標値	20	20	20	20	20		
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		92	92	87	90	92	80		
		年度ごとの目標	80	80	80	80	80		
	③専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	基準	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		11	11	51	72	96	72		
		年度ごとの目標	-	-	72	72	72		
	④福島県「県民健康調査」の進捗	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	○	
福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施		福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、25件の採択等実施した。</li> <li>安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、92%の受講者満足度を得た。</li> <li>放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、96件の専門家派遣を実施した。</li> <li>福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査にかかる交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。</li> </ul>

評価結果	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</li> <li>・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)は、「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。</li> <li>・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。</li> <li>・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、施策の方向性において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</li> </ul>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	--------------------	--------------------	-----------------------	----------	---------